広報しろね

第44号　昭和40年1月1日

発行所　白根市役所
編集　企画審議室

市の戸籍

総世帯	6,241		
人口	34,750		
男	16,571		
女	18,179		
（39.11月中）			
出生	41	婚姻	66
死亡	12	離婚	1
転入	52	転出	74

昭和四十年元旦

白根市長　吉沢正五
白根市議会議長　小林昇平

一人残らず正しい投票

投票日は二十二日（白根市長選挙）

即日開票　当落判明は午後十時ころ

任期満了による白根市長選挙が、きたる二十二日に行われます。この選挙は、市議会議員の選挙とともに、わたくしたちの生活に大きく影響する最も身近かな選挙です。また、わたくしたちの意志を市政に反映させるよい機会でもあります。この機会に与えられた最高の権利を行使して、有権者としての義務を果すためにも、一人残らず正しく投票して、明るい白根市を築き上げたいものです。

なお、市長選挙は十二日告示、十五日立候補届出締切り、二十二日即日開票。当選者がわかるのは二十二日の午後十時ころになる見込みです。

名簿にのっていないと選挙ができない

ご存じのように、選挙権がある人でも、名簿に登録されていなければ選挙することができません。市の選挙管理委員会では、基本選挙人名簿に登録されている人に対して、すでに投票所の入場券をお配りしましたが、選挙権があると思っているのに入場券がこないという人は、すぐ選挙管理委員会にお尋ねください。

この選挙に使われる選挙人名簿は、昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿と、今度の選挙のために作られる補充選挙人名簿です。

補充選挙人名簿は、基本選挙人名簿を作った後に、選挙権のできた人とか、基本選挙人名簿にもれた人をのせるもので、本人の申請によってのみ作られます。

次にあてはまる方は、忘れないで申請してください。

①昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿にもれている人
②あたらしく年令要件（満二十歳）を備えた人
●昭和十九年十二月二十二日から二十年一月十四日までの間に生まれた人
③あたらしく住所要件（白根市に引きつづいて三カ月以上住む）を備えた人
●一月十三日現在で昨年十月十三日以前から引きつづいて白根市に住んでいる人で基本選挙人名簿に登録されていない人

そして、申請期限は一月四日から十五日まで、縦覧（お見せする）期間は十八日から十九日まで白根市役所で取り扱います。

不在者投票

選挙の当日（二十二日）選挙人が、次の理由で自ら投票所に行って投票することができないときは、不在者投票をすることができます。

①市の区域外で職務や業務に従事しなければならない方
②やむを得ない用務や事故のため、市の区域外に旅行中とか、滞在中である方
③病気、けがなどで歩くことができない方や、指定された病院などに入院中の方
④交通不便の島や地域に滞在中とか業務に従事中の方

この場合、業務などに従事中のときはその職場の長　用務や事故で旅行中である方は白根市長、または旅行先の市町村長、医師、助産婦　病気けがなどで当日投票できないときは医師、助産婦　④に該当する方は白根市長または滞在地の市町村長のそれぞれの証明書が必要です。

不在者投票は、十二日から二十一日まで毎日午前八時三十分から午后五時まで、市役所三階ですることができますから、証明書を持って直接おいでください。

また、滞在地や旅行先などで不在者投票をされたい方は証明書を添えて郵便で投票用紙などをご請求ねがいます。

代理投票

秘密は守られます

①手をけがした②目をいためた③字を読んだり書いたりできないので、自分で候補者の名前を書くことができない……という人たちのために代理投票という方法があります。

代理投票をしたい方は、投票所に行って受付係に申し出ますと、事務をとる二人で、一人が選挙人のいう候補者の名前を書き、もう一人が選挙人のいった候補者の名前をいうとおり正しく書いたかをたしかめます。

この場合、選挙人がどの候補者に投票したかという秘密は固く守られます。もちろん代理して書いた人や、立ち合った人にはわかりますが、これを知らせると重い罰を受けることになっていますので、安心して代理投票を申し出てください。この重い罰とは「二年以下の禁錮または二万五千円以下の罰金」（公職選挙法二二七条）です。

前回の市長選挙の開票風景

白根市長選挙立会演説日程

月	日	曜日	立会演説会場	開始時間
1月16日		土	新飯田小学校	午後1時
			茨曽根小学校	午後3時30分
1月17日		日	庄瀬中学校	午後1時
			小林小学校	午後3時30分
1月18日		月	白根小学校	午後1時
1月19日		火	臼井小学校	午後1時
			松橋小学校	午後3時30分
			大郷小学校	午後1時
1月20日		水	鷲巻小学校	午後3時30分

選挙供託事務のお知らせ

二十二日に行なわれる白根市長選挙の立候補または、その推せん届出の最終日である一月十五日における選挙供託事務は、新潟地方法務局新津出張所で午前八時三十分から午後五時まで取扱うことになっています。

新有権者の感想文募集　新たに成人となる青年男女に対し公明選挙啓発活動の一環として、自治省では次の要領で感想文を募集しています。

○感想文の内容と標題
新有権者としての民主政治とくに選挙に対する自覚を内容とするもの、標題自由
○枚数　四〇〇字詰原稿用紙五枚以内
○応募資格　昭和十九年一月一日から二十年十二月三十一日までの間に生れた者
○しめきりとあて先
昭和四十年一月三十一日
自治省選挙局管理課あて

市長選挙にこうのぞむ

だれの考えにもまどわされないで

横山美恵子

あとわずかで成人式を迎える私、そしてはじめての市長選挙、いままで私は市政に関してほとんど無関心同様だったが、これからは自分達の代表を自分達の手で選ばなければならない。

でも、今まで見ていると、自分達の代表を選ぶ事さえも何か惰性的な考えで代表を選んでいたのではないだろうか、これでは素ばらしい代表を選ぶ事が出来ないと思う。

だから一人一人が真の市政のあり方を考え、そして広い視野をもって市政を見、またそれに接する事により、自分達の独立した考えで代表を選んだならば、いままでよりも一層りっぱな代表がでるのではないだろうか。そして選ばれた代表も、市民の期待を裏切らず市政としっかり組みあってほしい。私は一月二十二日の選挙には悔いのない、真心をこめた一票をだれの考えにもまどわされず、自分の手で自分達の代表を選び、そしてその一票を大きく役だたせるために期待したい。

（諏訪ノ木第一）

市の産業を生かしてくれる人を

石倉一雄

今までもいろいろな選挙が行なわれ、そのたびに公明選挙の声や、はり紙を見てきたが、選挙権がなかったため、いっこうに関心がなく演説なども大切な時間をさいてまでも聞く気にはなれなかったが成人式を迎え、選挙の権限を得た今日、無関心ではすまされないと思う。

自分達の代表を決めるのであるから立候補者の掲げた公約と、実行力を考え、人から押されて出たのではなく、自らすすんで立候補した人を選ばなければならない。

そのためには、候補者の演説を聞きのがしたなどということのないようにしなければならない。

しかも、二十二日には成人になってはじめてであり、また一番身近な選挙がある。自分達の住んでいる町、白根市をよく知り、白根市の産業を生かし、長所をのばしてくれ、しかも心底から白根市のために努力ができる候補者を頭において、はじめての選挙に悔のないよう、あたえられた清き一票を有効に、責任をもって投票したいと思う。

（戸石新田）

一月十五日は成人の日として、二十歳になられた方々をお祝いします。申し上げるまでもなく、二十歳というのは法律上数多くの意味をもち、その中でも、わが国の政治は主権者である私たちが自分で選んだ代表によって運営されるしくみになっており、したがって選挙権を取得することは、わけても大きな意義をもっています。

しかも、二十二日には、最も身近な選挙である市長選挙が行なわれます。

そこで、新しく有権者となられた青年男女の方々の新鮮な感覚と常識に期待して、成人の日を迎えられるみなさんを対象に「市長選挙にこうのぞむ」と題して、感想文の募集を行い、応募作品の中から入選四点、佳作二点を選びました。ここに入選作品をご紹介します。

なお、佳作に次の方々が決まりました。

小柴広枝（鰺潟）
高山庄吾（本町通り三）

外面的判断は危険

田中茂

私は太鼓というものに不思議な魅力を感じている。なぜならば、あの神秘的な偽りのないどっしりとした音響が私を引きつけるのだと思う。

そして、その太鼓をあらゆる角度から見ても無駄がないのに気づくのである。私はこの太鼓を市長の椅子に置いてみたならば白根市がどんなに発展することであろうと思うのである。これは私の抽象的な空想に過ぎないけれども、現在の白根市にとってこの太鼓に値する人物が最も必要ではないだろうか。その人物は市民一人一人の意志によって選出された人こそ太鼓に値する人物であると思う。

「市民一人一人の意志」これが扇動的な意志によってであれば選出された市長はやはり扇動的な運営をするに違いない。

扇動的意志の人達はどのような人を指すのかというと、市長というものを軽卒に考え外面的に判断する人とか、義理とか人情の世間の抑圧にたえられない人をさすのではないかと思う。そのような人達につけこんで選挙違反者が侵入することは目に見えてわかることであろう。いくら公明選挙を唱えてもから回りするだけである。から回りしないようにするには、まず立候補者をあらゆる角度から見つめこの人ならばという人物をはっきりと定め、確固たる態度で投票しなければならないと思う。

（諏訪ノ木二八）

私の主張

裏のない明かるい選挙を

風間泰一郎

私は、はじめて選挙権を行使出来る今回の市長選挙に対しての望みは数えきれないほど持っている。その中で選挙が行なわれるたびに痛感させられるものに「選挙違反」があり、選挙違反に対して私は限りないふまんを持つ。

なぜなら、私達の社会生活を支える政治を行う人が不当な手段でその地位を得て、それを行使していると思うと「法律が何だ」というヤケクソな気分になる。何も私は政治を行う人ばかりをせめているのではない。選挙する一般民衆に対しても選挙違反を義理や人情で正当化しようとするのに私はいかりをおぼえる。

選挙違反の大半は、選挙する側にあるが、要するに私のいいたいことは、政治にたずさわる人が、その地位を選挙違反で得たものなら、その政治にたずさわる人としての言動をすなおに肯定することは出来ない。

私は、私達若者がとかく血気立つのが早いとよくいわれるが、私達には、年輩者の選挙違反を常識化しようとする考えを理解出来ない反ばつ心が血気にはやる原因と思う。

現在の社会において、選挙違反を常識視する考えに似た多くのことを感じているが、今回の市長選挙に対して私は裏のない明かるい選挙を強く望むと同時に、私も努力したいと思う。

（古川）